

契 第 3 4 5 1 号
令和7年3月26日

入札参加者各位

富山市長 藤 井 裕 久
(公 印 省 略)

入札契約制度の見直しについて（お知らせ）

入札及び契約の適正化を促進するため、本市の入札契約制度を次のとおり改定しますので、お知らせします。

記

1 共同企業体工事（J V工事）の発注基準の改正について

近年の物価高騰による建設工事費の増加に伴い、共同企業体工事の発注基準金額の引き上げや構成員の基準等を改正します（詳細は別紙資料1を参照してください。）。

2 土木業種の等級区分の再編について

現在、A等級からD等級までの4区分としていますが、令和7年度からA等級からC等級までの3区分に改正します。

3 発注基準の改正について

土木業種の等級区分の再編及びJ V工事の基準金額の改正に伴い、入札工事の発注基準を改正します（詳細は別紙資料2を参照してください。）。

4 建設工事における低入札価格調査制度対象工事の見直し

ダンピング受注を防止し、入札及び契約の適正化を促進するため、本市発注の建設工事における低入札価格調査制度を見直します。

改正前	改正後
予定価格が130万円を超える金額の建設工事。 <u>ただし、次に掲げる建設工事の入札については、予定価格設定権者が必要と認めた場合を除き、対象としない。</u> <u>(1) 区画線、道路標識、道路照明、道路反射鏡、防護柵工事</u> <u>(2) 地下構造物を伴わない建物解体工事</u>	予定価格が130万円を超える金額の建設工事。

5 建設コンサルタント業務等における最低制限価格の見直し

ダンピング受注を防止し、入札及び契約の適正化を促進するため、本市発注の建設コンサルタント業務等における最低制限価格を見直します。

(1) 測量業務

改正前	改正後
直接測量費 測量調査費 諸経費 $\times 0.48$ 合計＝最低制限価格 合計が予定価格の6/10に満たない場合は6/10の額を、8.2/10を超える場合は8.2/10の額を最低制限価格とする。	直接測量費 測量調査費 諸経費 $\times 0.5$ 合計＝最低制限価格 合計が予定価格の6/10に満たない場合は6/10の額を、8.2/10を超える場合は8.2/10の額を最低制限価格とする。

(2) 土木関係建設コンサルタント業務

改正前	改正後
直接人件費 直接経費 その他原価 $\times 0.9$ 一般管理費等 $\times 0.48$ 合計＝最低制限価格 合計が予定価格の6/10に満たない場合は6/10の額を、8/10を超える場合は8/10の額を最低制限価格とする。	直接人件費 直接経費 その他原価 $\times 0.9$ 一般管理費等 $\times 0.5$ 合計＝最低制限価格 合計が予定価格の6/10に満たない場合は6/10の額を、8.1/10を超える場合は8.1/10の額を最低制限価格とする。

(3) 地質調査業務

改正前	改正後
直接調査費 間接調査費 $\times 0.9$ 解析等調査業務費 $\times 0.8$ 諸経費 $\times 0.48$ 合計＝最低制限価格 合計が予定価格の2/3に満たない場合は2/3の額を、8.5/10を超える場合は8.5/10の額を最低制限価格とする。	直接調査費 間接調査費 $\times 0.9$ 解析等調査業務費 $\times 0.8$ 諸経費 $\times 0.5$ 合計＝最低制限価格 合計が予定価格の2/3に満たない場合は2/3の額を、8.5/10を超える場合は8.5/10の額を最低制限価格とする。

(4) 補償関係コンサルタント業務

改正前	改正後
直接人件費 直接経費 その他原価×0.9 <u>一般管理費等×0.45</u> 合計＝最低制限価格 合計が予定価格の6/10に満たない場合は6/10の額を、8/10を超える場合は8/10の額を最低制限価格とする。	直接人件費 直接経費 その他原価×0.9 <u>一般管理費等×0.5</u> 合計＝最低制限価格 合計が予定価格の6/10に満たない場合は6/10の額を、8.1/10を超える場合は8.1/10の額を最低制限価格とする。

(5) 建築関係建設コンサルタント業務

改正前	改正後
直接人件費 特別経費 技術料等経費×0.6 <u>諸経費 ×0.6</u> 合計＝最低制限価格 合計が予定価格の6/10に満たない場合は6/10の額を、8/10を超える場合は8/10の額を最低制限価格とする。	直接人件費 特別経費 技術料等経費×0.6 <u>諸経費 ×0.6</u> 合計＝最低制限価格 合計が予定価格の6/10に満たない場合は6/10の額を、8.1/10を超える場合は8.1/10の額を最低制限価格とする。

6 業務委託への総合評価落札方式の導入（試行）について

本市では、建設工事において総合評価落札方式を試行導入しておりますが、業務委託においても同方式を試行導入することとします。

(1) 対象業務

当該業務の実施方針と併せて、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、より大きな事業効果が得られると期待される業務

（「清掃及び設備保守点検等業務委託（以下「業務委託」という。）」として発注する案件だけでなく、「建設コンサルタント業務等（以下「コンサルタント業務」という。）」として発注する案件も対象とします。）

(2) 総合評価の方法

ア 入札方式

一般競争入札

（業務委託にあっては、総合評価落札方式で実施する案件に限り一般競争入札を新規に導入します。）

イ 評価方法

加算方式

(価格評価点と技術評価点の比率は、業務に応じて概ね 1 : 1 から 1 : 3 の範囲で設定。)

(3) ダンピング対策

ア 導入する制度

調査基準価格制度

(コンサルタント業務にあっては最低制限価格制度を導入しておりますが、総合評価落札方式で実施する案件に限り調査基準価格制度を適用します。)

イ 調査基準価格及び失格基準価格の算出方法

(ア) 業務委託

調査基準価格	予定価格の 75 %
失格基準価格	予定価格の 65 %

(イ) コンサルタント業務

(i) 調査基準価格

業種	調査基準価格 (各項目の合計金額)
測量 (右記の合計が予定価格の 6/10 に満たない場合は 6/10 の額を、8.2/10 を超える場合は 8.2/10 の額とする。)	直接測量費 測量調査費 諸経費 $\times 0.5$
土木コンサルタント (右記の合計が予定価格の 6/10 に満たない場合は 6/10 の額を、8.1/10 を超える場合は 8.1/10 の額とする。)	直接人件費 直接経費 その他原価 $\times 0.9$ 一般管理費等 $\times 0.5$
地質調査 (右記の合計が予定価格の 2/3 に満たない場合は 2/3 の額を、8.5/10 を超える場合は 8.5/10 の額とする。)	直接調査費 間接調査費 $\times 0.9$ 解析等調査業務費 $\times 0.8$ 諸経費 $\times 0.5$
補償コンサルタント (右記の合計が予定価格の 6/10 に満たない場合は 6/10 の額を、8.1/10 を超える場合は 8.1/10 の額とする。)	直接人件費 直接経費 その他原価 $\times 0.9$ 一般管理費等 $\times 0.5$
建築コンサルタント (右記の合計が予定価格の 6/10 に満たない場合は 6/10 の額を、8.1/10 を超える場合は 8.1/10 の額とする。)	直接人件費 特別経費 技術料等経費 $\times 0.6$ 諸経費 $\times 0.6$

(ii) 失格基準価格

業種	失格基準価格 (各項目の合計金額)	
測量	直接測量費	× 0. 8 5
	測量調査費	× 0. 8 5
	諸経費	× 0. 4 8
土木コンサルタント	直接人件費	× 0. 8 5
	直接経費	× 0. 8 5
	その他原価	× 0. 9
	一般管理費等	× 0. 4 8
地質調査	直接調査費	× 0. 8 5
	間接調査費	× 0. 8 5
	解析等調査業務費	× 0. 8
	諸経費	× 0. 4 8
補償コンサルタント	直接人件費	× 0. 8 5
	直接経費	× 0. 8 5
	その他原価	× 0. 9
	一般管理費等	× 0. 4 5
建築コンサルタント	直接人件費	× 0. 8 5
	特別経費	× 0. 8 5
	技術料等経費	× 0. 6
	諸経費	× 0. 6

7 施行日

令和7年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知する入札から適用します。

(担当) 財務部 契約課 工事契約係
電話 076-443-2025

別紙資料1 共同企業体工事(JV工事)の発注基準の改正について

(現行)

金額	土木		建築	電気・管・造園		上下水道処理施設関連の電気・機械器具設置	その他	建設コンサルタント業務等
5 0 億円	条件付き一般競争入札（電子入札及び郵便入札）	市外 2 者・市内 3 者（5 者 J V）	同左	条件付き一般競争入札（電子入札及び郵便入札）	市外 1 者・市内 3 者（4 者 J V）	4 者 J V（市内 3 者以上）		指名競争入札（電子又は郵便入札）
2 0 億円		市外 1 者・市内 3 者（4 者 J V）	同左					
1 0 億円		市外 1 者・市内 2 者（3 者 J V）	同左					
		市内 3 者（A－A－A 等級又は A－A－B 等級の 3 者 J V）	市内 3 者（A－A－A 等級又は A－A－B 等級の 3 者 J V）					
5 億円			市内 2 者（A－A 等級又は A－B 等級の 2 者 J V）		市内 3 者（A－A－A 等級又は A－A－B 等級の 3 者 J V）	3 者 J V（市内 2 者以上）		
3 億円								
2 億円		市内 2 者（A－A 等級又は A－B 等級の 2 者 J V）			市内 2 者（A－A 等級又は A－B 等級の 2 者 J V）	2 者 J V（市内 1 者以上）	市内 2 者（2 者 J V）	
1 億 5 千万円								
1 億円						（試行） 条件付き一般競争入札（電子又は郵便入札）		
8 千万円	条件付き一般競争入札（電子又は郵便入札）		同左	条件付き一般競争入札（電子又は郵便入札）	同左		同左	
2 千万円								
1 千万円	指名競争入札 〔又は条件付き一般競争入札（電子又は郵便入札）〕		同左	同左	同左		同左	
130 万円	指名競争入札		同左	同左	同左	同左	随意契約	
50 万円	随意契約		同左	同左	同左	同左		

※ 1 建築の 1 億円以上 1 億 5 千万円未満の工事では、地域の実情等を勘案し、競争性の確保を図る必要があると認められる場合や、市内業者の技術力の向上に資すると認められる場合には、共同企業体方式を活用することができる。このとき、当該工事を単独で確実に施工できる入札参加資格者（原則として、市内業者に限る。）の入札参加を妨げない。

(改正)

金額	土木		建築	電気・管・造園		その他
2 0 億円	条件付き一般競争入札	5 者 J V 又は 4 者 J V (※うち、市内 A 等級 3 者以上)	5 者 J V 又は 4 者 J V (※うち、市内 A 等級 3 者以上)	条件付き一般競争入札	4 者 J V (※うち、市内 A 等級 3 者以上)	注
1 5 億円		3 者 J V (※うち、市内 A 等級 2 者以上)	市内 3 者 J V (A 等級のみ)			
1 0 億円		市内 3 者 J V (A 等級のみ)	市内 2 者 J V (A 等級のみ)			
5 億円						
3 億円		市内 2 者 J V (A 等級のみ)	市内 2 者 J V (A－A 等級 又は A－B 等級)		市内 3 者 J V (A 等級のみ)	市内 2 者 J V
2 億円		市内 2 者 J V (A－A 等級 又は A－B 等級)				
1 億 5 千万円						
1 億円		条件付き一般競争入札	条件付き一般競争入札		条件付き一般競争入札	市内 2 者 J V (A－A 等級 又は A－B 等級)
2 千万円						
1 千 5 百万円	指名競争入札 (又は条件付き一般競争入札)		条件付き一般競争入札	同左		
1 千万円						
130 万円	指名競争入札	指名競争入札	同左	同左		
50 万円	随意契約	同左	同左	同左		

※ 市外事業者が入札に参加する場合は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で通知された総合評定値（P）が、土木、建築は 1，2 0 0 以上、電気、管は 1，1 0 0 以上を条件とする。
注 5 億円以上のその他の業種については、基準を設けず、案件に応じて審議するものとする。

別紙資料２ 発注標準の改正について

１ 条件付き一般競争入札の発注標準について

（現行）

業種	金額区分		入札参加 資格基準 (等級の条件)
土木	5, 0 0 0万円以上	1 億円未満	A
	2, 5 0 0万円以上	5, 0 0 0万円未満	B
	2, 0 0 0万円以上	2, 5 0 0万円未満	C
建築	7, 0 0 0万円以上	1 億5, 0 0 0万円未満	A
	2, 0 0 0万円以上	7, 0 0 0万円未満	B
舗装	3, 0 0 0万円以上	8, 0 0 0万円未満	B 及び市外
	1, 7 0 0万円以上	3, 0 0 0万円未満	B
	1, 0 0 0万円以上	1, 7 0 0万円未満	B 及びC
電気	2, 0 0 0万円以上	8, 0 0 0万円未満	A
	1, 0 0 0万円以上	2, 0 0 0万円未満	B
管	2, 5 0 0万円以上	8, 0 0 0万円未満	A
	1, 0 0 0万円以上	2, 5 0 0万円未満	B
造園	1, 5 0 0万円以上	8, 0 0 0万円未満	A
	1, 0 0 0万円以上	1, 5 0 0万円未満	B

（改正）

業種	金額区分		入札参加 資格基準 (等級の条件)
土木	5, 0 0 0万円以上	1 億5, 0 0 0万円未満	A
	1, 5 0 0万円以上	5, 0 0 0万円未満	B
建築	7, 0 0 0万円以上	2 億円未満	A
	2, 0 0 0万円以上	7, 0 0 0万円未満	B
舗装	3, 0 0 0万円以上	1 億円未満	B 及び市外
	1, 7 0 0万円以上	3, 0 0 0万円未満	B
	1, 0 0 0万円以上	1, 7 0 0万円未満	B 及びC
電気	2, 0 0 0万円以上	1 億円未満	A
	1, 0 0 0万円以上	2, 0 0 0万円未満	B
管	2, 5 0 0万円以上	1 億円未満	A
	1, 0 0 0万円以上	2, 5 0 0万円未満	B
造園	1, 5 0 0万円以上	1 億円未満	A
	1, 0 0 0万円以上	1, 5 0 0万円未満	B

- ※１ 土木、建築工事の 1,000 万円以上 2,000 万円未満については、指名競争入札としているが、条件付き一般競争入札によることもできる。
- ※２ 舗装の 1,000 万円以上 1,700 万円未満は、「９０日以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者をアスファルトフィニッシャー、タイヤローラ、マカダムローラ及びモーターグレーダーを操作するオペレータとして配置できること。」を入札参加要件とする。舗装の 1,700 万円以上 8,000 万円未満は、「この工事の施工に際して、自社名義又は長期リース（５年以上）しているアスファルトフィニッシャー（2.4～6.0m）、モーターグレーダー（2.8m級以上）を使用し、９０日以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者をアスファルトフィニッシャー、タイヤローラ、マカダムローラ及びモーターグレーダーを操作するオペレータとして配置できること。」を入札参加要件とする。（車両の種類及び規格については、案件により変更できる。）

- ※１ 土木、建築工事の 1,000 万円以上 2,000 万円未満については、指名競争入札としているが、条件付き一般競争入札によることもできる。
- ※２ 舗装の 1,000 万円以上 1,700 万円未満は、「９０日以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者をアスファルトフィニッシャー、タイヤローラ、マカダムローラ及びモーターグレーダーを操作するオペレータとして配置できること。」を入札参加要件とする。舗装の 1,700 万円以上 1 億円未満は、「この工事の施工に際して、自社名義又は長期リース（５年以上）しているアスファルトフィニッシャー（2.4～6.0m）、モーターグレーダー（2.8m級以上）を使用し、９０日以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者をアスファルトフィニッシャー、タイヤローラ、マカダムローラ及びモーターグレーダーを操作するオペレータとして配置できること。」を入札参加要件とする。（車両の種類及び規格については、案件により変更できる。）

2 指名競争入札の発注標準について

(現行)

業種	金額区分	指名業者数 (等級毎の指名数)
土木	1, 0 0 0 万円以上 2, 0 0 0 万円未満※1	B 4 以下－C 5 以上
	5 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満	C 4 以下－D 4 以上
	5 0 0 万円未満	C 3 以下－D 3 以上
建築	1, 0 0 0 万円以上 2, 0 0 0 万円未満※1	B 7 以上－C 2 以下
	5 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満	B 4 以下－C 4 以上
	5 0 0 万円未満	B 3 以下－C 3 以上
舗装	1, 0 0 0 万円未満	B 3 以下－C 3 以上
電気	5 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満	B 4 以上－C 4 以下
	5 0 0 万円未満	B 3 以下－C 3 以上
管	5 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満	B 4 以上－C 4 以下
	5 0 0 万円未満	B 3 以下－C 3 以上
造園	5 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満	B 4 以上－C 4 以下
	5 0 0 万円未満	B 3 以下－C 3 以上

※1 土木、建築工事の1,000万円以上2,000万円未満については、条件付き一般競争入札によることもできる。

※2 農業集落排水事業に係る管路施設工事の指名競争入札における発注標準は、この表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

業種	金額区分	指名業者数 (等級毎の指名数)
土木	1, 0 0 0 万円以上 2, 0 0 0 万円未満	C 9 以上
	5 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満	D 8 以上
	5 0 0 万円未満	D 6 以上

(改正)

業種	金額区分	指名業者数 (等級毎の指名数)
土木	1, 0 0 0 万円以上 1, 5 0 0 万円未満	B 4 以下－C 5 以上
	5 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満	C 8 以上
	5 0 0 万円未満	C 6 以上
建築	1, 0 0 0 万円以上 2, 0 0 0 万円未満※1	B 7 以上－C 2 以下
	5 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満	B 4 以下－C 4 以上
	5 0 0 万円未満	B 3 以下－C 3 以上
舗装	1, 0 0 0 万円未満	B 3 以下－C 3 以上
電気	5 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満	B 4 以上－C 4 以下
	5 0 0 万円未満	B 3 以下－C 3 以上
管	5 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満	B 4 以上－C 4 以下
	5 0 0 万円未満	B 3 以下－C 3 以上
造園	5 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満	B 4 以上－C 4 以下
	5 0 0 万円未満	B 3 以下－C 3 以上

※1 建築工事の1,000万円以上2,000万円未満については、条件付き一般競争入札によることもできる。